○経済産業省令第七十三号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第三十五条第二項の規定に基づき、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十二月二十八日

経済産業大臣　枝野　幸男

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部を改正する省令

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年通商産業省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項の表第十一号中「第十五条の三」を「第十五条の二」に、「防護区域又は周辺防護区域」を「第十五条の二第二項第一号に規定する防護区域、同項第二号に規定する周辺防護区域又は同項第三号に規定する立入制限区域」に改める。

第十五条の二第二項第二号中「当該周辺防護区域を」の下に「人が容易に侵入することを防止できる十分な高さ及び構造を有する」を加え、「及び」を「並びに」に改め、同項中第十七号を第二十号とし、第十二号から第十六号までを三号ずつ繰り下げ、同項第十一号中「及び周辺防護区域内」を「、周辺防護区域内及び立入制限区域内」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第十号を同項第十三号とし、同項第九号中「及び周辺防護区域」を「、周辺防護区域及び立入制限区域」に改め、同号を同項第十号とし、同号の次に次の二号を加える。

十一　交流電源を供給する全ての設備、原子炉施設を冷却する全ての設備及び使用済燃料貯蔵槽を冷却する全ての設備のうち、防護区域の外にあり、容易に妨害行為又は破壊行為を受けるおそれがある設備であつて、これらの行為により原子炉施設又は使用済燃料貯蔵槽を冷却する機能が喪失し、原子炉内又は使用済燃料貯蔵槽内の特定核燃料物質を原子炉施設を設置した工場又は事業所の外に漏出させることとなるおそれがある設備には、周囲に容易に破壊されない壁その他の障壁を設置すること。

十二　原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムは、電気通信回線を通じて妨害行為又は破壊行為を受けることがないように、電気通信回線を通じた当該情報システムに対する外部からのアクセスを遮断すること。

同項第八号を同項第九号とし、同項第七号中「第九号」を「第十号」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号中「及び周辺防護区域」を「、周辺防護区域及び立入制限区域」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号中「及び周辺防護区域」を「、周辺防護区域及び立入制限区域」に、「又は周辺防護区域」を「、周辺防護区域又は立入制限区域」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「及び周辺防護区域」を「、周辺防護区域及び立入制限区域」に、「又は周辺防護区域」を「、周辺防護区域又は立入制限区域」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「及び周辺防護区域」を「、周辺防護区域及び立入制限区域」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　周辺防護区域の周辺に、人の立入りを制限するための区域（以下「立入制限区域」という。）を定め、当該立入制限区域を人が容易に侵入することを防止できる十分な高さ及び構造を有するさく等の障壁によつて区画し、並びに当該障壁の周辺に標識及びサイレン、拡声機その他の人に警告するための設備又は装置を設置し、並びに照明装置等の容易に人の侵入を確認することができる設備又は装置を設置すること。

同条第三項中「第二項第三号から第五号」を「第二項第四号から第六号」に、「第四号ハ」を「第五号ハ」に、「同項第七号」を「同項第八号」に、「同項第八号」を「同項第九号」に、「同項第十号から第十七号」を「同項第十三号から第二十号」に、「第十一号イ」を「第十四号イ」に、「同項第三号」を「同項第四号」に、「及び周辺防護区域」を「、周辺防護区域及び立入制限区域」に、「同項第四号及び第五号」を「第五号」に、「又は周辺防護区域」を「、周辺防護区域又は立入制限区域」に改め、「防護区域」と、」の下に「第六号中「防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域」とあり、及び「防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域」とあるのは「防護区域」と、」を加え、「同項第十一号」を「同項第十四号」に改め、「同項第十六号」を「同項第十九号」に改める。

第十九条の二第一項第二号中「第十五条の三」を「第十五条の二」に、「及び周辺防護区域」を「、周辺防護区域及び立入制限区域」に、同項第十号中「第十五条の三第二項第十六号」を「第十五条の二第二項第十九号」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現に核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第四十三条の二第一項の規定により核物質防護規定の認可を受けている者については、この省令による改正後の実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第十五条の二第二項第三号の規定はこの省令の施行の日から一年間、同項第十一号の規定はこの省令の施行の日から二年間は、適用しない。この場合において、当該者は、平成二十四年九月二十七日までに、法第四十三条の二第一項に規定する核物質防護規定の変更の認可を申請しなければならない。

○国土交通省令第百七号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十六条並びに自動車登録令（昭和二十六年政令第二百五十六号）第十五条第二項及び第三十八条の規定に基づき、自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十二月二十八日

国土交通大臣　前田　武志

自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令の一部を改正する省令

自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令（昭和四十五年運輸省令第八号）の一部を次のように改正する。

第七条の見出し、同条第一項及び第二項中「フレキシブルディスク」を「光ディスク」に改め、同条第三項中「フレキシブルディスク」を「光ディスク」に、「X六二二三」を「X六二八三」に、「九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ」を「情報交換用百二十ミリメートルリライタブル光ディスク」に改め、同条第四項中「フレキシブルディスク」を「光ディスク」に、「X六二二三」を「X六二八三」に、「ラベル領域」を「ラベル」に、「記載した書面をはり付けなければ」を「記載しなければ」に改める。